

(作成日：平成 29 年 2 月 9 日)
(最終更新日：令和 7 年 10 月 10 日)

ブラジル向け輸出牛肉の取扱要綱

1 目的

この要綱は、ブラジル向けに輸出される牛肉について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 5 条に基づく食肉衛生証明書の発行、第 16 条による適合施設の施設認定及び第 21 条に基づく定期的な確認に関する手続き等を定めるものである。

2 ブラジル向け輸出牛肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場の認定

- (1) ブラジル向け輸出牛肉を取り扱おうとすると畜場及び食肉処理場（本要綱において「と畜場等」という。また、食肉処理場は牛肉を分割し、又は細切する施設をいう。）の設置者又は営業者は、当該と畜場等の所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市長（本要綱において「都道府県知事等」という。）に対し、別紙様式 1 により、関係書類を添付し、必要な手数料とともに申請を行う。
- (2) 都道府県知事等は、(1) の申請を受理したときは、次のアからオまでの条件に適合することを審査し、支障がないと認めたときは、施設番号を付与の上、別紙様式 2 により、当該と畜場等を管轄し、食肉衛生証明書の発行を行う食肉衛生検査所等（保健所を含む。）における食肉検査の体制と併せて厚生労働省宛て報告するとともに、別紙様式 3 により、食肉衛生証明書に押印する公印を登録する。また、これらの書類等の副本を当該と畜場等の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部食品衛生課（本要綱において「地方厚生局」という。）宛て提出する。
 - ア と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 4 条に基づく設置の許可又は食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条に基づく営業許可を有していること。
 - イ と畜場にあつては、H A C C P に基づく衛生管理を実施していること。
 - ウ ア及びイのほか、と畜場法、食品衛生法等の関係法規を遵守していること。
 - エ 食肉処理場は、と畜場に併設され、とさつ、解体、分割及び細切（以下「とさつ等」という。）が一貫して行われていること。
 - オ 3 に定める要件に従った動物の取扱い及びとさつ等の処理を行っていること。
- (3) 厚生労働省は、(2) の報告を受けて、書類審査及び必要に応じて地方厚生局の輸出食肉検査担当官を派遣して現地調査を行った上で、当該と畜場等の衛生管理及び食肉衛生検査所等の検査体制が本要綱に定める要件等を満たしていると認められる場合には、別紙様式 3 により、ブラジル政府に通知する。
- (4) 厚生労働省は、(3) の通知の後、ブラジル政府から承認が得られた場合は、

当該と畜場等をブラジル向け輸出牛肉の処理等が可能だと畜場等（本要綱において「認定と畜場等」という。）として、その所在地を管轄する都道府県又は保健所設置市（本要綱において「都道府県等」という。）に通知する。

- （５）（４）の通知の後に、認定と畜場等においてとさつ等が行われ、かつ、４に定める食肉衛生証明書が添付されたブラジル向け輸出牛肉は、ブラジル政府から輸入が認められる。

３ ブラジル向け輸出牛肉の要件

（１）食肉衛生証明書における証明事項

- ア 製品は、日本の獣医当局によると畜検査に合格した動物に由来し、人の食用に適すると判断されたものであること。
- イ 製品は、人道的に取り扱われ、苦痛を与えられることなくとさつされた動物由来であること。
- ウ 製品は、日本の食品安全当局により検証が行われたGMP及びHACCPによる衛生管理を導入している施設において、衛生的条件下で製造されたものであること。
- エ 製品は、全ての月齢の牛の扁桃及び回腸遠位部並びに 30 か月齢超の牛の脳、目、頭蓋、脊髄及び脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）を含まないこと。
- オ 製品は、日本の規制要件に基づく残留物質及び汚染物質の検査プログラム（放射性物質を含む。）に従って製造されたものであること。
- カ 製品の包装資材は、未使用であり、日本の規制要件に適合していること。
- キ と畜からの全工程において製品の汚染を防ぐために必要な措置がとられていること。
- ク 製品は、放射線照射されていないこと。

（２）その他

- ア と畜場等は、別添 1 の施設設備及び管理運営基準並びに別添 2 の動物福祉に関する基準に従うこと。
- イ 食肉衛生検査所等は、別添 3 に従い、と畜場等における衛生管理状況等の検証を行うこと。
- ウ 製品は、ブラジル政府に登録された内容に従って製造され、包装され及び表示されていること。

４ 食肉衛生証明書の発行

- （１）ブラジル向け輸出牛肉の輸出を行おうとする者（本要綱において「輸出者」という。）は、食肉衛生検査所等に対し、別紙様式 4－1 による食肉衛生証明書発行申請書を提出し、食肉衛生証明書の発行を申請する。申請に当たって、輸出者

は、食肉衛生検査所等に対し、当該製品が3（2）ウを満たすものであることを併せて申告する。なお、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に規定する一元的な輸出証明書発給システム（本要綱 において「輸出証明書発給システム」という。）又は電子メールにより申請を行う場合にあっては、別添4によることとする。

- （2）食肉衛生検査所等は、3に定める要件に従って認定と畜場等において適切に処理されたブラジル向け輸出牛肉に対し、別紙様式4－2により食肉衛生証明書を別添5「食肉衛生証明書発行に係る留意事項について」に従って作成し、発行する。
- （3）食肉衛生証明書の「Identification number and birth date of cattle」の記載事項が複数あり、当該記載欄に収まらない場合には、「Identification number and birth date of cattle」に「See Annex」と記載し、別紙様式4－3に当該記載事項を記載して食肉衛生証明書に添付し、発行して差し支えないこと。
- （4）検査に合格したブラジル向け輸出牛肉を認定と畜場等の外部の施設に搬出して保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、証明書の仮発行であることを明記して仮発行し、輸出者からこれらの記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を改めて発行すること。
- （5）食肉衛生検査所等は、発行した食肉衛生証明書の原本を輸出者に交付するとともに、当該原本の写し及び関係書類を1年間保管する。
- （6）輸出者は、交付された食肉衛生証明書に対応するブラジル向け輸出牛肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。
- （7）輸出者は、交付された食肉衛生証明書の原本を輸入者に送付し、輸入者は当該原本をブラジル向け輸出牛肉の輸入時にブラジル政府に提出する。

5 不正防止事項

- （1）食肉衛生検査所等は、と畜検査等を経て梱包された後に不正が行われることを防止するため、以下の事項を行うこと。
 - ア ブラジル向け輸出牛肉を直接個装する個々の容器包装又はそれらをまとめる容器包装（透明のビニル袋等）に別紙様式5の検査済証を貼付等すること。
 - イ ブラジル向け輸出牛肉の梱包（カートン等）についても、開梱時に破られるような方法で検査済証を貼付すること。
- （2）食肉衛生検査所等は、（1）を行う上での管理方法及び管理記録に関する書類を作成すること。

6 表示事項

- (1) ブラジル向け輸出牛肉の容器包装には、以下の事項をポルトガル語により表示しなければならない。

ア 流通又は販売の用に供される容器包装の表示事項

- (ア) 製品名 : Denominação do produto
- (イ) 原材料 (牛肉以外のものがある場合) : Ingredientes
- (ウ) 正味重量 (Kg) : Conteúdo líquido
- (エ) 原産国名 : Identificação da origem
- (オ) 施設番号及び業種 : No. e categoria do estabelecimento
- (カ) 認定と畜場等の名称及び所在地 : Nome ou razão social e endereço do estabelecimento
- (キ) 輸入者の名称及び所在地 : Nome ou razão social e endereço do importador
- (ク) 保存方法 : Conservação do produto
- (ケ) 商標 : Marca comercial do produto
- (コ) ロット番号 : Identificação do Lote
- (サ) 製造年月日 (dd/mm/yyyy) : Data de fabricação
- (シ) 賞味期限 (dd/mm/yyyy) : Prazo de validade
- (ス) 畜種及び部位名 : Composição do produto
- (セ) ブラジル政府による登録番号 : Registro no Ministério da Agricultura SIF/DIPOA sob nº 0000/000

イ アに該当しない容器包装の表示事項

- (ア) 商標 : Marca comercial do produto
- (イ) 認定と畜場等の名称、所在地及び施設番号等 : Dados do fabricante
- (ウ) 保存方法 : Conservação do produto
- (エ) 製造年月日 (dd/mm/yyyy) : Data de fabricação
- (オ) 賞味期限 (dd/mm/yyyy) : Prazo de validade

- (2) (1) のアに掲げる項目の表示は、ブラジル農務省のホームページのオンラインシステムにより、事業者が、製品情報とともに登録手続を行わなければならない。なお、登録事項を変更する場合は、同システムにより変更手続を行う必要がある。

認定と畜場等は、登録されたラベルの写し等のブラジル政府に登録されていることを示す書類を、食肉衛生証明書の発行を申請するより前に、食肉衛生検査所等へ提出すること。

(ブラジル農務省のホームページ)

<https://www.gov.br/agricultura/pt-br/assuntos/inspecao/produtos-animal/empresario/registro-de-produtos-rotulagem>

7 定期的な確認

- (1) 厚生労働省は、地方厚生局の輸出食肉検査担当官を年1回以上、認定と畜場等及び食肉衛生検査所等に派遣し、3から5までが適正に実施されていることを査察

により検証する。

- (2) 厚生労働省は、(1) の査察の結果、3 から 5 までが適正に実施されていないと判断した場合は、食肉衛生検査所等に対し改善措置を講じるよう指導を行うほか、必要に応じて当該と畜場等の認定の取消し等の措置を講じる。

8 変更事項等の報告

- (1) 都道府県等は、2 の (1) 及び (2) の事項について変更がある場合は、あらかじめ当該変更の内容を、変更後の書類を添付して厚生労働省宛て報告するとともに、その副本を地方厚生局宛て提出する。
- (2) 都道府県等は、認定と畜場等が 2 の (2) の条件又はブラジル向け輸出牛肉が 3 の要件に適合していないこと等により、当該と畜場等に対して改善指導、食肉衛生証明書の発行停止等の措置を講じた場合は、遅滞なく、当該内容を厚生労働省宛て報告すること。